

平成4年6月3日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省薬務局監視指導課長

医薬品再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて

今回再評価が終了した「医薬品再評価結果平成4年度（その1）について」は、平成4年6月3日薬発第498号薬務局長通知をもって各都道府県あて通知されたところである。再評価が終了した医薬品に対する措置については、昭和62年7月11日薬発第592号「再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて」及び昭和62年7月11日薬監第54号「再評価が終了した医療用医薬品に関する監視指導上の措置について」（以下「課長通知」という。）により行ってきたところであるが、今回の再評価結果において、「（2）昭和54年薬事法改正以後に再評価に指定された成分に対する再評価結果（1）（その9）」の別表の2の「再評価申請後に申請者が承認整理をした品目」の取扱いについては、下記によることとしたので貴管下関係業者の指導方よろしく願います。

記

- 1 市場に在庫がある場合には、再評価結果通知後、速やかに当該在庫品を回収すること。
- 2 課長通知において指示されている措置報告書の徴取については、再評価結果通知後1月を経過した後で差し支えないこと。